

(仮称) 大磯町個人情報保護法施行条例骨子【案】について

1 個人情報保護制度のあらまし

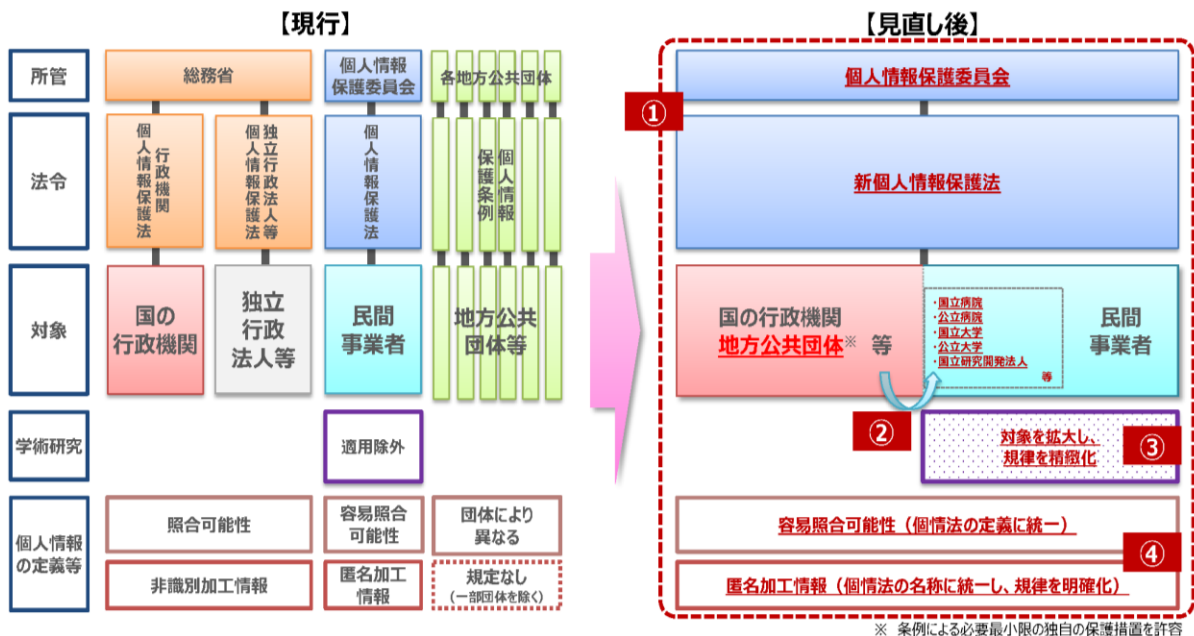
個人情報保護制度は、民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」、国の機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、研究機関・国立大学等に対する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、全国の都道府県・市町村等が制定している「個人情報保護条例」によって構成されており、本町においては、「大磯町個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いがされるよう、制度運用を行っています。

2 個人情報の保護に関する法律の改正

(1) 改正の背景及び改正概要

令和3年に公布された「デジタル社会形成整備法」において、「個人情報の保護に関する法律」の改正（以下「改正法」という。）が行われ、公的部門と民間部門それぞれの個人情報保護法と個人情報保護条例が一元化され、全体を個人情報保護委員会が所管することとなりました。

個人情報保護制度見直しの全体像



(2) 改正のポイント

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
 - 令和5年4月から個人情報保護法の直接適用となり、各地方公共団体が定める条例による制度運用から、法に基づく制度運用に変わります。

○法律の範囲内に限り、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 必要な事項がある場合は、各地方公共団体が施行条例として規定します。
- 現行の「大磯町個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）を廃止し、改正法に基づく「(仮称)大磯町個人情報保護法施行条例（以下、「新条例」という。）」を新たに制定します。

3 (仮称)大磯町個人情報保護法施行条例の骨子(案)

(1) 総則

この条例は、改正法で委任された事項を定めるもので、条例で使用する用語や個人情報の定義は、改正法で定める定義と同様とすることを規定します。

(2) 費用の負担（開示請求にかかる手数料の設定）

現行条例と同様に、開示文書交付時に実費としてコピー代や郵送料を徴収することを規定します。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の整備

町独自の個人情報の保護措置として、改正法で定められた個人情報ファイル簿だけでなく、現行条例の規定により整備していた個人情報取扱事務登録簿を引き続き整備することを規定します。

(4) 個人情報開示請求決定期限の短縮

改正法で定められた開示決定までの期限について、現行条例よりも開示請求者の利益が後退する懸念があるため、期限を短縮することについて規定します。

(5) 大磯町個人情報保護審査会の設置

審査請求があったときは、大磯町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとし、審査会の運営に必要な事項を規定します。

(6) 大磯町個人情報保護制度運営審議会の設置

町が個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大磯町個人情報保護制度運営審議会に諮問することができることとし、審議会の運営に必要な事項を規定します。

(7) 施行期日

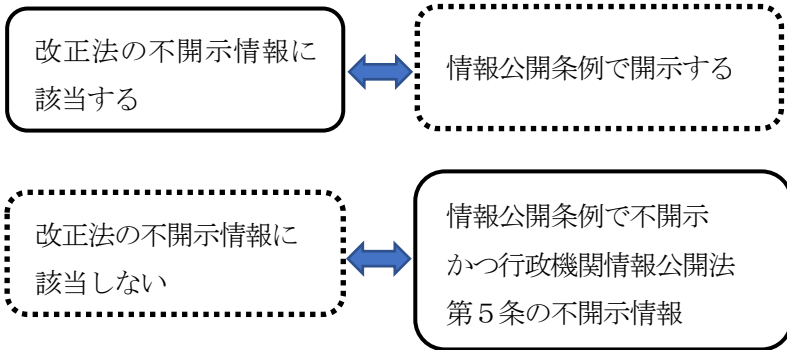
改正法の施行期日に合わせ、令和5年4月1日とします。

■ 条例による規定を検討すべき事項

改正法により次のとおり分類されます。

- ア 必ず条例で定める必要があるもの
- イ 必要に応じて定めるもの
- ウ 町の判断で条例に定めることができるもの

番号	分類	条例に規定する事項	町の対応
1	ア	<p>開示請求にかかる手数料の設定</p> <p>開示請求にかかる費用について、実費の範囲内で手数料を徴収することを新条例に規定することとされています。国は一律 300 円の手数料（オンライン請求の場合 200 円）としていますが、地方公共団体においては手数料の額を無料とすることや、実費の範囲内で従量制とすることが許容されています。</p>	<p>現行条例と同様に手数料は無料とし、開示文書交付時に実費としてコピー代や郵送料を徴収します。</p> <p>⇒ 新条例に上記内容の規定を設けます。</p>
2	イ	<p>条例要配慮個人情報の設定</p> <p>改正法に定義される要配慮個人情報の他、地域の特性からみて特段の配慮が必要とされる個人情報を、条例要配慮個人情報として新条例に規定することが可能です。</p> <p>(改正法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮個人情報 <ul style="list-style-type: none"> ①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の履歴 ⑥犯罪被害の事実 ⑦障害があること (次頁に続く) 	<p>現行条例に規定される取扱いの制限をかけた個人情報は法の規定する項目に内包されるため、条例要配慮個人情報の規定はしないこととします。</p> <p>⇒ 新条例に規定は設けません。</p>

		<p>⑧健康診断の結果 ⑨医師等による指導または診療内容 ⑩被害者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続きが行われたこと ⑪少年の保護事件に関する手続きが行われていたこと (現行条例) ・ 取扱い制限をかけた個人情報 ①思想、信条及び宗教 ②人種及び民族 ③犯罪歴 ④社会的差別の原因となる社会的身分</p>	
3	イ	<p>個人情報開示請求における不開示情報の情報公開条例との整合性確保</p> <p>改正法に規定する個人情報開示請求の不開示情報の範囲と情報公開条例の非公開情報に差異があった場合、一定の条件のもとに、新条例に定めることにより整合を図ることを可能としています。</p> 	<p>改正法の不開示情報であるが、情報公開条例の不開示情報でないもの、またその逆の場合について、それぞれ検証を行った結果、解釈により差異はないものとして扱うことが可能であることから、整合を図るための措置は必要ありません。</p> <p>⇒ 新条例に規定は設けません。</p>

<p>4</p>	<p>ウ</p>	<p>個人情報取扱事務登録簿の整備</p> <p>改正法では、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられています。一方、現行の個人情報取扱事務登録簿を存続させるかは、各地方公共団体の判断とされており、条例で定めることにより、存続させることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報ファイル簿」 1,000人以上の個人情報が記録された個人情報ファイルについて作成する帳簿。個人情報ファイルの名称、担当課、利用目的、記録される項目（氏名、住所、性別…）、収集方法等を記載する。 ・「個人情報取扱事務登録簿」 個人情報を扱う事務単位で登録された帳簿。個人情報を取扱う事務の名称、目的、担当課、収集の方法、利用等の範囲、記録の内容について記載する。 	<p>個人情報ファイル簿は1,000人以上の個人情報が記録された個人情報ファイルのみ対象であり、現行の個人情報事務登録簿を廃止とした場合、法改正により個人情報保護のレベルが下がることが懸念されることから、現行の個人情報取扱事務登録簿を存続させることを新条例に規定します。</p> <p>⇒ 新条例に上記内容の規定を設けます。</p>																									
<p>5</p>	<p>ウ</p>	<p>個人情報開示請求決定期限の短縮</p> <p>開示請求の決定期限・延長期限ともに、改正法で規定された30日以内に限り、地方公共団体において独自で条例に定めることが可能です。</p> <table border="1" data-bbox="376 1086 1093 1294"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行条例)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(改正法)</td> </tr> <tr> <td>決定期限</td> <td>15日</td> <td>決定期限</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>延長期限</td> <td>15日</td> <td>延長期限</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30日</td> <td>合計</td> <td>60日</td> </tr> </table>	(現行条例)		➡	(改正法)		決定期限	15日	決定期限	30日	延長期限	15日	延長期限	30日	合計	30日	合計	60日	<p>改正法のとおりとした場合、開示請求者の利益が後退する懸念があるため、決定期限は現行条例と同様に15日以内とします。一方、延長期限は、第三者への意見徴収や法解釈に係る個人情報保護委員会への問合せなどにより不測の期間が生じることを勘案し、改正法の規定に合わせ30日以内とします。</p> <table border="1" data-bbox="1451 1086 1749 1294"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新条例)</td> </tr> <tr> <td>決定期限</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>延長期限</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45日</td> </tr> </table> <p>⇒ 新条例に上記内容の規定を設けます。</p>	(新条例)		決定期限	15日	延長期限	30日	合計	45日
(現行条例)		➡	(改正法)																									
決定期限	15日		決定期限	30日																								
延長期限	15日		延長期限	30日																								
合計	30日		合計	60日																								
(新条例)																												
決定期限	15日																											
延長期限	30日																											
合計	45日																											

6	ウ	<p>個人情報保護審査会の設置</p> <p>開示請求等の決定に不服があった場合、請求者は審査請求を行うことができます。審査請求があった場合には、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問しなければならないこととされています。</p>	<p>個人情報の開示決定等に係る審査請求について調査審議するための機関として、引き続き審査会を設置することとします。</p> <p>⇒ 新条例に上記内容の規定を設けます。</p>
7	ウ	<p>個人情報保護制度運営審議会の設置</p> <p>従来諮問していた個人情報の取得・利用・提供・オンライン結合については、法の解釈のもとに町が適否を判断することとなります。</p> <p>しかし、個人情報を取扱う上での利用目的の明示の具体的手法、正確性の確保のための方策、本人同意の取得方法等、運用やルールを定める際や安全管理措置において、専門的な知見を聴くことが特に必要であると認める場合に、新条例に規定することにより諮問が可能とされています。</p>	<p>個人情報を取扱う上で、安全管理措置や具体的な手法等について意見を聴く場合を考慮し、引き続き審議会を設けることとします。</p> <p>⇒ 新条例に上記内容の規定を設けます。</p>

4 法改正に伴う現行条例との変更点

(1) 個人情報保護の適用範囲の変更

改正法において、議会は法の適用範囲外となり、別途条例の定めが必要となります。

(2) 個人情報ファイル簿の作成及び公開

現行条例では、個人情報取扱事務登録簿として個人情報を扱う事務単位で帳簿を作成し、公表することを定めていますが、改正法では、個人情報ファイル簿の作成と公表が義務付けられています。

(3) 審議会への諮問

個人情報の取扱いについて、現行条例では、取扱い制限をかけている配慮の必要な個人情報・本人外収集・目的外利用及び提供・オンライン結合について、法で定めるものや本人の同意のほか、審議会の意見を聴いた上で認められた場合に取扱いを可能とする規定を設けていました。

改正法では、オンライン結合については、制限をかける規定が無くなります。また、目的外利用及び提供について、審議会へ類型的に諮問を行うべき旨を新条例に規定することは許容されておらず、法の解釈のもとに適否を判断することとなります。

法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では、必要な保護水準が確保されるとともに、個人情報の取扱いについて、全国統一的な運用を行うこととなります。

(4) 個人情報保護委員会による監視及び個人情報漏えいの報告

改正法により、独立規制機関である個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が、公的部門を含め個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立されました。

100人以上の個人情報の漏えい等が発生した場合、委員会へ報告する必要があります。

(5) 罰則規定の適用

現行条例に罰則規定はありませんが、改正法においては、職員若しくは職員であった者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときや、秘密を漏らし、また盗用したとき等の罰則が定められています。